

建物の税金軽減 土地の税金軽減



所有されている建物および土地の「固定資産税」評価等の見直しを行い、税金の軽減（還付）を実現するコンサルティングです。（東京都を除く）

対象1) 税評価額が**3**億円以上（納税額**500**万円以上／年）の**建物が対象**。但し、住居がある土地・田畑・山林を除きます。

対象2) 納税額が**300**万円以上／年の**土地が対象**。但し、住居・マンションを除きます。

報酬) 完全成功報酬制で、固定資産税の還付金の**50%**です。なお、還付にはならず次期納税分の減額に至った場合は、軽減額の70%となります。また、不動産取得税が還付になった場合も、軽減額の50%となります。

お気軽に
ご連絡
ください

<実施フロー>

- ・ 第1段階
業務委託覚書を締結、納税通知書等を事前チェック
- ・ 第2段階
納税者が各市区町村の担当課へ「申請書」を提出
- ・ 第3段階
納税者と専門調査会社との間で契約書を締結
- ・ 第4段階
各市区町村への質問、軽減等に必要書類を作成

<連絡先>

電話: 03(5475)6568
MAIL: info@winners-co.jp
URL: <http://www.winners-co.jp>
ウィナーズ・アンド・カンパニー株式会社
経営コンサルティング 大澤、岡地
〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿1-15-4 Maison115